

平成23年3月
長官官房総務課

第21回警察庁政策評価研究会要旨

1 日時

平成23年2月15日（火）午前10時00分から午前11時40分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授（座長）
妹尾 堅一郎	東京大学特任教授
田邊 國昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
西川 元啓	新日本製鐵株式会社顧問
櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科教授

警察庁

米田 壯	官房長
坂口 正芳	総括審議官
栗生 俊一	政策評価審議官
菱川 雄治	官房審議官（生活安全局）
神山 憲一	官房審議官（刑事局）
佐々木 真郎	官房審議官（交通局）
鎌田 聡	官房審議官（警備局）
福島 章	技術審議官
山下 史雄	総務課長
樋口 真人	情報通信企画課長
桐原 弘毅	総務課情報公開・個人情報保護室長
安森 智司	警察大学校警察政策研究センター所長（オブザーバー）
大橋 亘	科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題

- (1) 平成23年度政策評価の実施に関する計画（案）
- (2) 平成23年度実績評価計画書（案）

- (3) 規制影響分析書（「規制の事前評価」の事後検証）（案）
警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制
- ・警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手續
 - ・登録講習機関の登録の有効期間を3年とする。

5 議事要旨

- (1) 「平成23年度政策評価の実施に関する計画（案）」及び「平成23年度実績評価計画書（案）」について、事務局から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

「平成23年度実績評価計画書（案）」の業績指標の達成目標について、「を図る。」、「を実施する。」等、各部局ごとに言葉の使い方が異なっている。達成目標が努力目標的な表現となっている。

警察の実績評価は全体として非常に良く機能していると思う。

- (2) 「規制影響分析書（「規制の事前評価」の事後検証）（案）」について生活安全局から説明がなされた後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。

今回の規制影響分析が、平成16年の警備業法の改正ではなく、平成17年の警備業法施行令の改正で定められた規制について検証を行ったものであるということが明確になるよう記載すべきではないか。